

注意事項

1 本人通知制度とは

- (1) 本制度は、事前に登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者（注2）に交付した場合に、交付した事実について通知することにより、不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とした制度です。
登録日の翌日以後に第三者等に住民票の写し等を交付したときは、登録者に「小松島市住民票の写し等交付通知書」を送付します。
※ この制度は、第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、その交付を止めたり、登録者に交付の可否をお問い合わせするものではありません。
- (2) 住民票の写し等（注1）通知の対象となる証明書
 - ① 住民票の写し（除票を含む）
 - ② 住民票記載事項証明書
 - ③ 戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
 - ④ 戸籍謄本または抄本（除籍を含む）
 - ⑤ 戸籍記載事項証明書・一部事項証明書（除籍を含む。）
- (3) 第三者（注2）とは、本人以外の者です。ただし、次の請求の場合を除きます。
 - ① 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
 - ② 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族からの戸籍関係の請求
 - ③ 国又は地方公共団体からの請求
 - ④ 特定事務受任者の業務による請求のうち、裁判手続き等の代理業務のための請求
 - ⑤ その他市長が特別な理由による請求であると認めた請求
- (4) 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ① 交付年月日
 - ② 交付証明書の種別と通数
 - ③ 請求者の区分（本人等の代理人、本人等以外の者）**※ 請求者の氏名や住所等の個人情報とは通知されません。**
※ 通知のあった交付請求について、小松島市個人情報保護条例に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 事前登録について

- (1) 登録期間
登録の期間は、無期限です。登録を廃止したい場合は、廃止届を提出してください。登録日は原則、申請した日の翌日となりますが、申請内容の審査に時間を要する場合は遅れることがあります。
- (2) 変更申請
住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、次の事由に該当した場合は、登録を廃止します。
 - ① 死亡、国外転出、居所不明等により登録者の住民票が消除されたとき。
 - ② 郵送した住民票の写し等交付通知書が返戻されるなど、登録者の住所が不明のとき。
 - ③ 登録者にかかる住民票の写し等の保存期間が経過したとき。

3 その他

- (1) 登録事務等に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。
- (2) 登録者と同一の世帯又は同一戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ、通知の対象となりません。
- (3) 代理人により申請するとき及び本人自ら申請しても免許証等がない場合は、照会書を発送しますので即日受付はできません。